

郡山市財団等連絡調整会議設置要綱

(平成8年12月12日制定)

(設置)

第1条 郡山市の行政運営に密接な関係のある事業を実施する公益的な法人の管理運営に関し、郡山市と当該法人（以下「財団等」という。）の連絡調整を密にすることにより適正かつ効率的な経営に資するため、郡山市財団等連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(財団等)

第2条 財団等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団
- (3) 公益財団法人郡山市健康振興財団
- (4) 公益財団法人郡山市観光交流振興公社
- (5) 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社

(協議事項)

第3条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 財団等の管理運営に関する事項
- (2) その他市及び財団等の連絡調整が必要な事項

(組織)

第4条 調整会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、総務部長をもって充てる。

3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表第1に掲げる職にある者
- (2) 第2条各号に規定する財団等の常務理事（常務理事を置かない財団等にあつては業務執行理事又は常勤副会長等）の職にある者

(委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

(会議)

第6条 調整会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の郡山市職員若しくは財団等職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 調整会議に、専門的に必要な事項について協議、調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長には総務部次長、副幹事長には総務部行政マネジメント課長をもって充てる。

4 幹事には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表第2に掲げる職にある者
- (2) 第2条に規定する財団等が別に定める基準により推薦する当該事務局職員

5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

6 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の審議の経過及び結果について委員長に報告しなければならない。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 調整会議及び幹事会の庶務は、総務部行政マネジメント課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月27日から施行する。

別表第1（第4条関係）

政策開発部長、財務部長、文化スポーツ観光部長、保健福祉部長、農商工部長、都市構想部長
--

別表第2（第7条関係）

総務部人事課長、政策開発部未来創造課長、財務部財政課長、文化スポーツ観光部文化振興課長、文化スポーツ観光部観光政策課長、保健福祉部保健福祉総務課長、保健福祉部保健所総務課長、農商工部園芸畜産振興課長、農商工部産業雇用政策課、都市構想部公園緑地課長
